札幌市告示第4162号

「さっぽろ子育てガイド」(2027年度～2029年度版)
共同発行事業者の公募

次のとおり、公募します。
令和８年11月５日

札幌市長　秋元　克広

１．公募する趣旨

本事業は、子育て支援の制度やサービス、相談機関など札幌市の子育て支援の様々な情報を提供する「さっぽろ子育てガイド」（以下「ガイド」という。）について、事業者のもつノウハウを活用し、企業等の広告（以下「広告」という。）を加えたガイドを協働で発行する「官民協働事業」として実施するものである。

本事業にかかる提案事業者である株式会社サイネックスとの対話を踏まえ、事業スキームの構築を行ったため、ガイドの企画、編集、印刷、製本、納品、配送、英訳等、一連の業務の実施主体となる共同発行事業者を公募するものである。

なお、要件を満たす応募者が複数いた場合は、競争性のある選定方法を採択し共同事業者を特定する（詳細は応募者に別途通知する）。

２．事業概要

（１）事業名　　「さっぽろ子育てガイド」（2027年度～2029年度版）共同発行事業
（２）事業内容　ガイドの発行に係る一連の業務（詳細は仕様書のとおり）
（３）発行時期　毎年度６月末までの発行を予定する。
（４）費用負担　事業に要する全ての費用（企画、編集、印刷、納品、配送、英訳等）は、事業者が集める広告収入により負担するものとし、札幌市は一切の費用を負担しない。

３．応募要件

（１）札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
（２）地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。
（３）札幌市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
（４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（５）市町村税（特別区にあっては都税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
（６）事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。
（７）事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

４．手続等

（１）担当部局

〒060-0051　札幌市中央区南１条東１丁目　大通バスセンタービル１号館３階
札幌市子ども未来局　子育て支援部　子育て支援推進担当課　子育て支援企画係
電話：011-211-2997　FAX：011-231-6221

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

令和８年11月５日（木曜日）から令和８年11月18日（水曜日）まで、（１）の場所で交付するほか、札幌市公式ホームページからのダウンロードにより交付する。
https://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/nyuusatsu/sapporokosodategaido_kyoudouhakkou.html

（３）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和８年11月18日（水曜日）午後５時までに、（１）の場所に持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。

５．協定に関する基本事項

共同事業者の決定後、内容について協議を行い、合意の上協定書により協定を締結する。

６．その他

詳細は公募説明書による。